消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の 特定健康診査個別健診に係る委託料についての覚書

本書は、大分市ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と一般社団法人大分県医師会(以下「乙」という。)とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定により改正された消費税法(昭和63年法律第108号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定により改正された地方税法(昭和25年法律第226号)(いずれも令和元年10月1日施行予定)に則り、令和31年4月1日付けをもって締結した平成31年度特定健康診査個別健診委託契約書(以下「契約書」という。)について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査個別健診を、令和元年 10 月 1 日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「特定健康診査の内容及び委託料表」内の「税率変更後(※7)」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

委託者(甲)

大分市ほか17保険者 契約代表者 大分県大分市荷揚町2番31号 大分市 市 長 佐藤 樹一郎 印

受託者(乙)

大分県大分市駄原2892番地-1 一般社団法人大分県医師会 会長近藤 稔 印